

第3回安城市自治基本条例検証会議 資料

～用語の定義について～

【市民】

安城市自治基本条例 第3条（1）

⇒ 「市民 市内に住む者、市内で働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。」

地方自治法 第二章住民 第十条

⇒ 「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」

☆自治基本条例で想定している市民とは・・・

⇒市内に勤務している人、通学している人、市内で活動している人や団体など安城市に何らかの形で関わりをもっている人や団体

☆「市民」の定義を地方自治法に定める「住民」より拡大している理由

「自分たちのまちづくりは  
自分たちで」  
(地方分権の推進)

ニーズの多様化  
価値観の多様化  
地域課題の複雑化



まちづくりの基本理念やルールを定め、  
市民みんなが幸せに暮らせるように・・・  
⇒「住民」より広範な「市民」の参加と協力を促進

## 【主体的に】

安城市自治基本条例 第3条 (3)

⇒ 「市民参加 市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的にかかわり、行動することをいいます。」

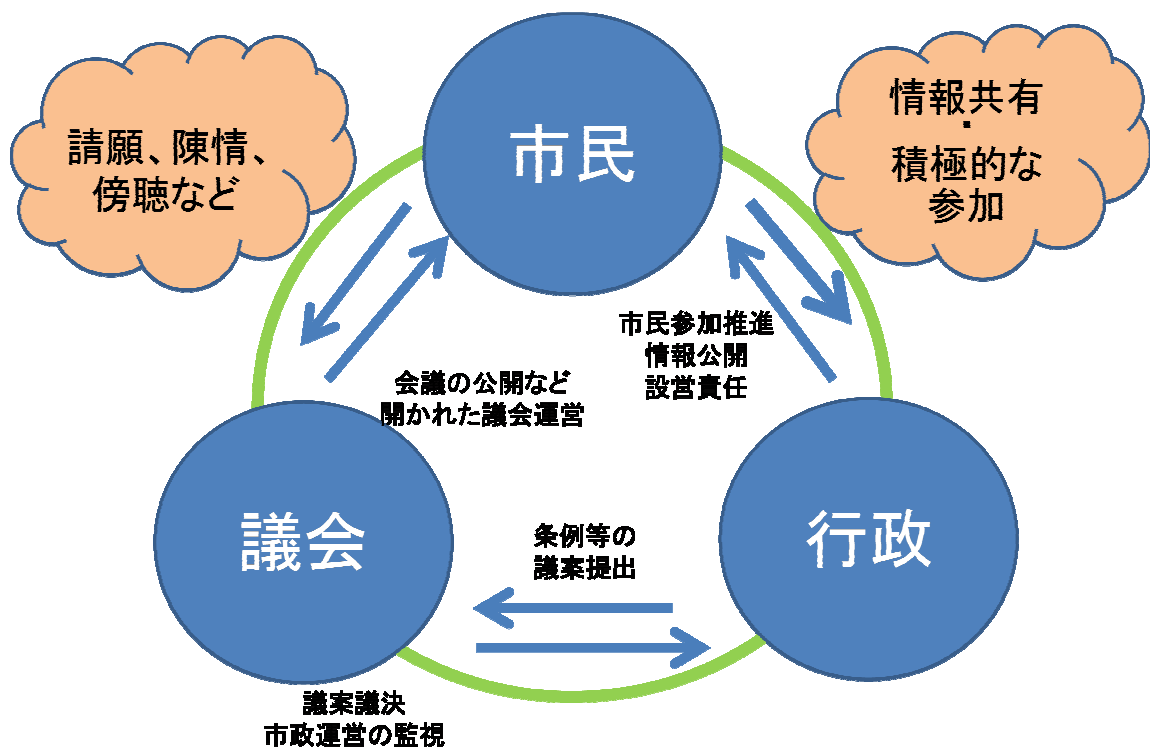
一般的には・・・

⇒自分の意志・判断に基づいて行動することをいう

☆自治基本条例での「主体的に」とは・・・

⇒市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程にかかわるにあたっては、自分の意志と判断で、自らの言動に責任をもち協力していくこと

☆「主体的に」としている理由  
～みんなでまちづくりを進めよう！～



## 【協働】

### 安城市自治基本条例 第3条（4）

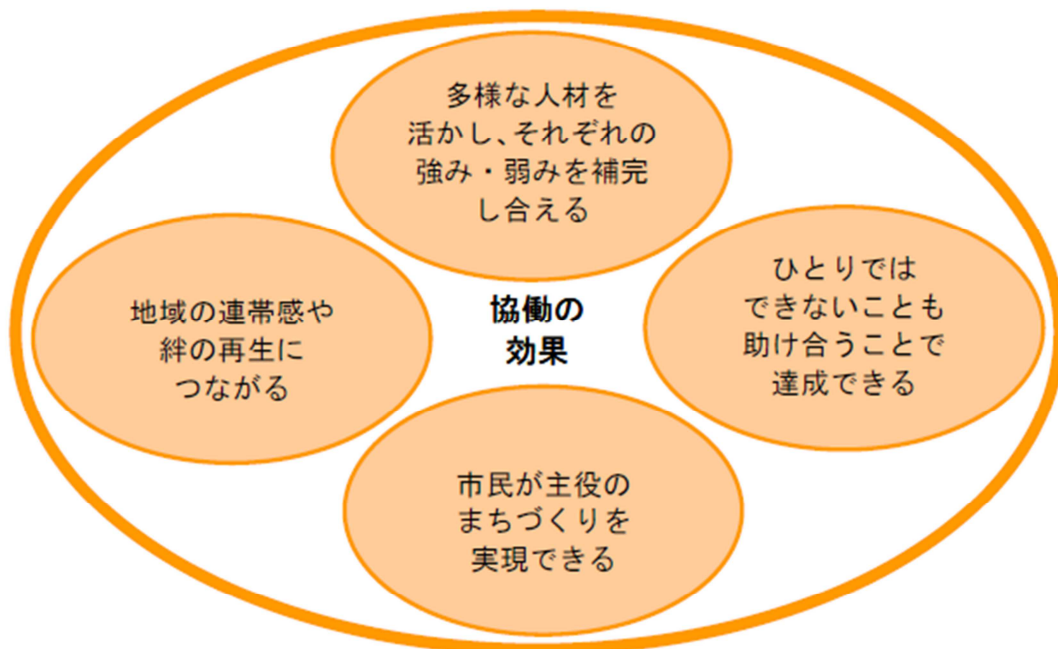
⇒ 「協働 市民、議会及び市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに連携し、補完し合いながら協力することをいいます。」

一般的には・・・

⇒同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くことをいう

☆自治基本条例での「協働」とは・・・

⇒共通の課題と目的のもとで、それぞれが役割と責任を自覚し、相互の強みを生かして弱みを補い合い、協力して取り組むこと



安城市 協働に関する指針より

## 【最高規範】

### 安城市自治基本条例 第2条

⇒ 「この条例は、市の最高規範です。他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合を図ります。」

☆自治基本条例での「最高規範」とは・・・

⇒行動や判断の基準となる「模範」という訓示的、宣言的な意味であり、法規的に上下関係を規律するものではない